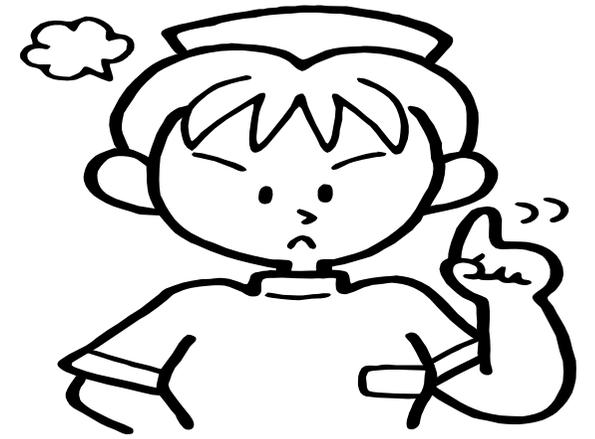


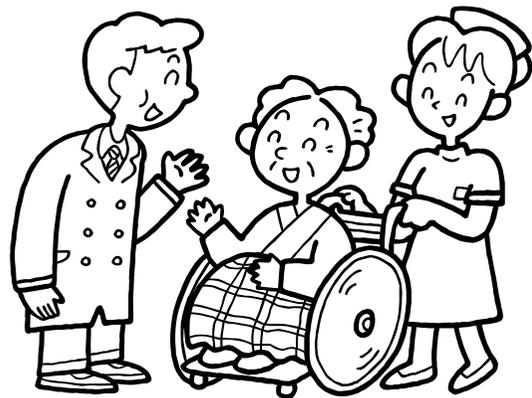
吉田病院長に職員のクビ切る資格など無い！

宮本さんを今すぐ職場に戻し 違法宿日直の隠ぺいの是正等 職場改善にこそ責任を果たせ



全職員の平均時間外手当額比較 (2010年度)

一般病院計	うち500床以上	旭中央病院
37,678円	48,513円	12,418円



宮本さんの解雇を撤回させ
地域医療を再生させる会
〒262-0032 千葉市花見川区
幕張町5-417-222グリーンハイツ111号
TEL043-213-5071 FAX043-275-8210
chibairoren@yahoo.co.jp

旭中央病院は、一般病院や同規模水準の病院と比較して、時間外労働手当の平均支払い額が異常に少ないという実態があります(左図・医療介護情報分析センター調)。他の病院に比べて、実態として旭中央病院が時間外労働が少ないとは思えませんし、思い当たる条件もありません。08年に実施した職員アンケートにも「残業代はつくけど、サービス残業がほとんど」との回答が寄せられましたし、この間の私たちの宣伝時にも「時間外労働は請求できない」「上司に握りつぶされる」等の声が寄せられていることと無関係ではないと推測されます。

吉田病院長は、口封じのクビ切りではなく、真面目に働いている職員に対し違法宿日直による不払い賃金の支払うことをはじめ、法律を守った職場に改善する責任こそ果たすべきです。

それだけでなく、時間外手当の支払い

検査室で働いていた宮本隆さんは、昨年3月30日付けで分限免職処分になりました。吉田病院長は、処分の理由に「上司の言うことを聞かない」「人間的に問題がある」「職場で大声をあげた」等をあげました。しかし、どれを取ってもクビにならなければならない理由にはなりませんし、本当にそういう行為があったという裏付けも曖昧なものでしかありません。

クビにした本当の理由は、宮本さんが違法宿日直により発生した不払い賃金の支払いを求め、それを他の該当者にも支払うよう求めたからです。吉田病院長は、クビにするための具体例を13例あげていますが、その内の9例は宮本さんが不払い賃金の支払いを求め始めてからのものになっています。銚子労基署も違法性を指摘し、不払い賃金の支払いを指導したことを、「多くの職員に知られては困る」「支払えと言われたら困る」「その責任を問われたら困る」ということで、口封じに宮本さんのクビを慌てて切ってしまったというのが真相です。

私たちも吉田病院長の責任を追及しました。病院側は「本人から申告があれば支払う」と表明しましたが、職員のみなさんに違法宿日直であったことを知らせることは一切していません。これでは、どうやって「本人が申告」できるのでしょうか？ こうした、違法性を労働基準監督署に指摘されながら、それを職員に知らせることもしない吉田病院長に、職員のクビを切る資格などありません。それでこそか、病院長としての資格や資質こそが問われます。

口封じでクビを切った宮本さんを今すぐ職場に戻し、労働者の権利や労働基準法等がまともに守られる職場に即刻改善することこそを強く求めます。